

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年9月9日
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	常務執行役 岩永 守幸
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 多賀谷 彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である株式会社東京証券取引所に対して提起されていた訴訟が解決に至りましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称	株式会社東京証券取引所
住所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
代表者の氏名	代表取締役 宮原 幸一郎

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

2006年10月27日

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称	みずほ証券株式会社
住所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役 本山 博史

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

2005年12月8日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から当社の連結子会社である株式会社東京証券取引所に対して、415億78百万円の損害賠償を求める訴訟が東京地方裁判所に提起されました。

第一審においては、2009年12月4日、株式会社東京証券取引所に対して107億12百万円及び遅延損害金の支払いを命ずる判決が言い渡されました。この第一審判決を不服として、みずほ証券株式会社が東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京証券取引所が附帯控訴いたしました。2013年7月24日、東京高等裁判所は、みずほ証券株式会社による控訴を理由がないものとして棄却する一方、株式会社東京証券取引所による附帯控訴には一部理由があるとして、株式会社東京証券取引所が支払うべき遅延損害金の一部を変更する旨の控訴審判決を言い渡しました。当判決を不服として、みずほ証券株式会社が最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てを、株式会社東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行ってまいりました。

(5) 訴訟の解決があった年月日

2015年9月3日

(6) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

最高裁判所は、2015年9月3日付で上告及び附帯上告を棄却する旨及び本件を上告審として受理しない旨の決定を行い、これをもって、株式会社東京証券取引所が、みずほ証券株式会社に対して107億12百万円及びこれに対する2005年12月8日から2009年12月18日まで年5%の割合による遅延損害金の合計128億70百万円を支払う旨の控訴審判決が確定いたしました。

なお、控訴審判決による上記認容額については、株式会社東京証券取引所は、第一審判決に基づく強制執行を免れるため、2009年12月18日に同日までの遅延損害金を含めた額132億13百万円をみずほ証券株式会社に支払い済みであり、上記認容額との差額3億42百万円については、既に同社から返還を受けております。

以 上